

妥結率が低い保険薬局等の適正化について (いわゆる未妥結減算)

受結率が低い保険薬局等の適正化

受結率が低い場合は、医薬品価格調査の障害となるため、毎年9月末日までに受結率が50%以下の保険薬局及び医療機関について、基本料の評価の適正化を図る。

<診療報酬>

- ◆ 許可病床が200床以上の病院において、受結率が低い場合は、初診料・外来診療料・再診料の評価を引き下げる。

(新) 初診料	209点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：282点〕
(新) 外来診療料	54点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：73点〕
(新) 再診料	53点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：72点〕

<調剤報酬>

- ◆ 保険薬局において、受結率が低い場合は、調剤基本料の評価を引き下げる。

(新) 調剤基本料	31点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：41点〕
(新) 調剤基本料の特例	19点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：25点〕

$$\text{受結率} = \frac{\text{卸売販売業者と当該保険医療機関等との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量 \times 薬価を合算したもの)}}{\text{当該保険医療機関等において購入された医療用医薬品の薬価総額}}$$

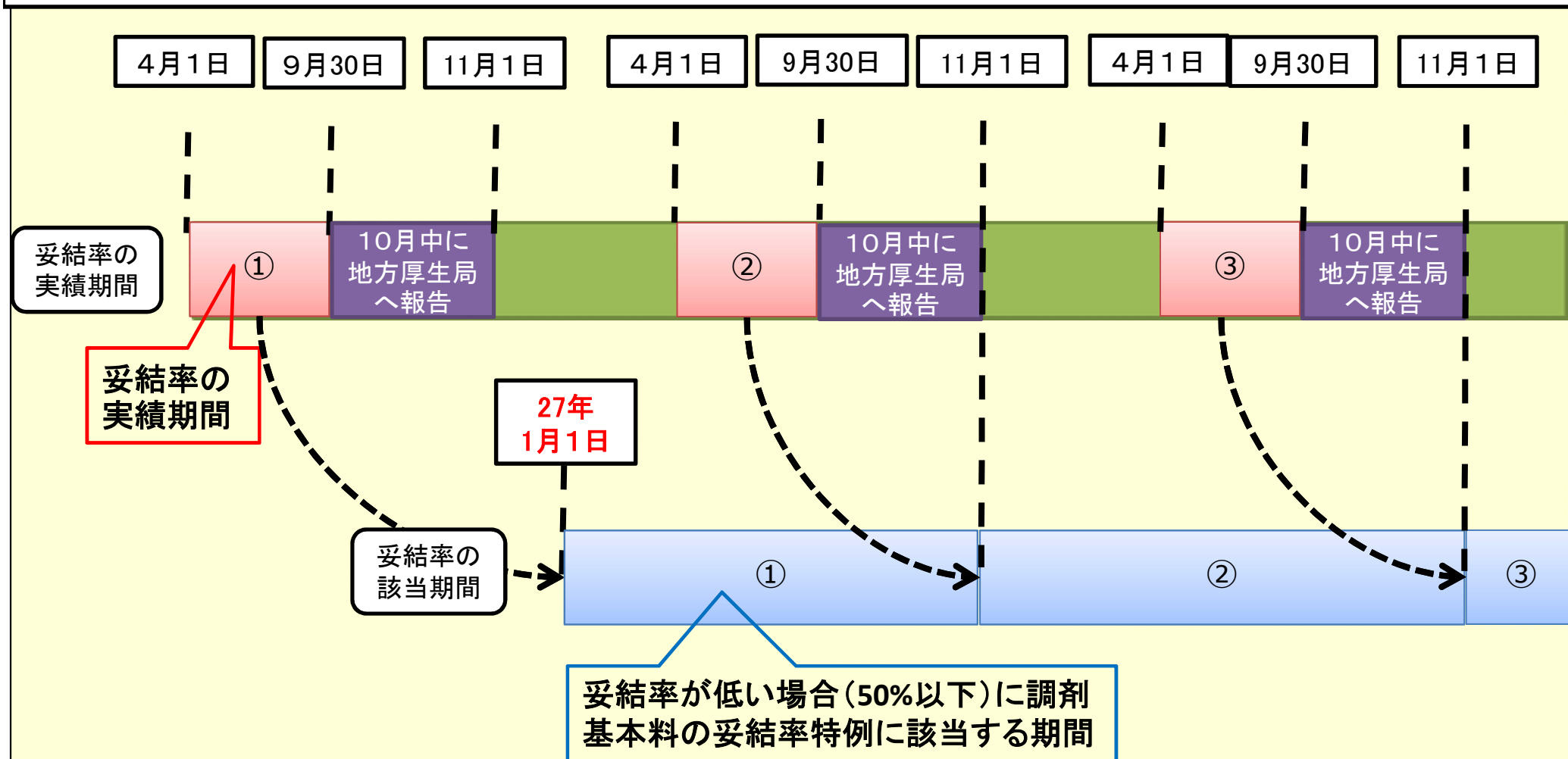
許可病床が200床以上の病院及び保険薬局においては、年に1回受結率の実績について、地方厚生局へ報告する。

価格妥結状況調査結果概要

区 分	妥結率(取引年月別)		増 減
	平成23年9月	平成25年9月	
病 院(総計)	57.9%	56.6%	▲1.3%
200床以上	51.1%	50.2%	▲0.9%
その他	82.7%	81.7%	▲1.0%
診 療 所	96.9%	96.1%	▲0.8%
(医療機関 計)	(71.7%)	(70.4%)	(▲1.3%)
チェーン薬局(20店舗以上)	62.8%	51.9%	▲10.9%
そ の 他 の 薬 局	90.8%	85.3%	▲5.5%
(保険薬局 計)	(84.1%)	(76.2%)	(▲7.9%)
総 合 計	78.1%	73.5%	▲4.6%

調査客体:一般社団法人日本医薬品卸売業連合会会員構成員企業の卸売業者

妥結率の特例の実績期間と該当期間



- 4月1日から9月30日を妥結率の実績期間とし、当該期間の妥結率の実績が基準を上回る場合には、11月1日から翌年10月31日まで妥結率が低い保険薬局とはみなされない。
- ただし、書類提出期間を踏まえ導入初年度のみ1月1日より適用とする。

医薬品卸売販売業者における価格交渉促進のための運用方針の概要

医薬品卸売販売業者の以下の行為

- ①価格提示の遅延行為
- ②価格交渉の遅延行為
- ③「妥結しなければいわゆる未妥結減算が適用される」ということを明示した交渉行為
- ④「妥結率の根拠となる資料」の提出の拒否又は遅延行為

相談窓口（経済課）への相談

事実関係の確認

改善指導

改善あり

改善なし

顛末書徴収
再指導

改善あり

改善なし

妥結へ

④の場合、妥結率の根拠資料として地方厚生支(部)局へ

公表



医政経発0325第3号
平成26年3月25日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
（公印省略）

医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売業者に関する
相談窓口の設置等について（依頼）

診療報酬改定においては、健康保険事業の健全な運営を図るため、薬価を市場実勢価格に応じて引き下げているところであり、厚生労働省において、「医薬品価格調査」を行い、医薬品ごとの市場実勢価格を把握し、薬価改定の重要な参考資料としていますが、別途実施している近年の「価格妥結状況調査」の結果では、「医薬品価格調査」時の妥結率は低下傾向にあります。

この妥結率の低下は、中央社会保険医療協議会の議論の中でも指摘があり、妥結率が低い場合は、「医薬品価格調査」の障害となるため、別添1のとおり、平成26年度診療報酬改定において、毎年9月末日までに妥結率が50%以下の保険薬局及び保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）（以下「保険薬局等」という。）について、基本料の評価の適正化を図ることとなりました。

一方、この改定により、医薬品卸売販売業者が取引において保険薬局等に対して優位な立場にならないような仕組みの必要性が求められていることから、厚生労働省としては、妥結率が低い保険薬局等に係る医療用医薬品の流通上の適正化策として、保険薬局等を対象に、医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売業者に関する相談窓口を医政局経済課（以下「経済課」という。）に設置しました。

相談を受けた内容により、経済課から当該保険薬局等と取引のある医薬品卸売販売業者に対して事実関係の確認を行い、その結果、価格交渉の促進を図る必要があると判断した場合には行政指導等を実施することとし、行政指導等の取扱いについて、別添2のとおり「医薬品卸売販売業者における価格交渉促進のための運用方針」を定めました。

医薬品卸売販売業者は、未妥結の要因の一端が自らにもあることを十分認識するとともに、早期妥結に向けた価格交渉の促進や、保険薬局等が地方厚生（支）局長に妥結率を報告する際に必要となる「妥結率の根拠となる資料」を提供することなどの対応が求められます。

これらについては、関係団体の長あてに、別添3及び別添4のとおり通知しておりますが、改めて貴職におかれましても、貴管下の取引当事者（保険薬局等及び医薬品卸売販売業者）への周知徹底をお願いいたします。

医薬品卸売販売業者における価格交渉促進のための 運用方針

第1 目的

この運用方針は、妥結率が低い保険薬局及び保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）（以下「保険薬局等」という。）に係る医療用医薬品の流通上の適正化策として、厚生労働省医政局経済課（以下「経済課」という。）に設置した相談窓口での対応及び当該保険薬局等と取引のある医薬品卸売販売業者に対して価格交渉の促進を図る必要があると判断した場合に実施する行政指導等の取扱いを定めるものとする。

第2 相談窓口の設置

1 相談を受ける対象

保険薬局

保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る）

2 相談内容

(1) 価格提示の遅延行為

(2) 価格交渉の遅延行為

(3) 「妥結しなければいわゆる未妥結減算が適用される」ということを明示した交渉行為

(4) 「妥結率の根拠となる資料」の提出の拒否又は遅延行為

(注) なお、価格交渉における個別の価格水準に関する相談は、当事者間の問題であり、相談の対象外とする。

3 相談内容の事実確認

相談を受けた内容により、経済課は当該保険薬局等と取引のある医薬品卸売販売業者に対して事実確認を行う。

第3 行政指導等

1 行政指導の取扱い

経済課は、第2の3の事実確認の結果、当該医薬品卸売販売業者に対して行政指導の必要があると判断した場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、当該医薬品卸売販売業者に対して当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を文書により示すものとする。

(1) 行政指導の対象行為

ア 価格提示の遅延行為

イ 価格交渉の遅延行為

ウ 「妥結しなければいわゆる未妥結減算が適用される」ということを明示した交渉行為

エ 「妥結率の根拠となる資料」の提出の拒否又は遅延行為

(2) 行政指導の手順

ア 改善指導

第2の3の事実確認の結果、当該医薬品卸売販売業者に対して価格交渉の促進を図るために行政指導の必要があると判断した場合には、価格交渉を促進するよう改善指導を実施する。

イ 改善指導後の確認

アの改善指導を実施した場合、当該医薬品卸売販売業者及び相談を受けた保険薬局等に対し、改善の状況等について確認を行う。

ウ 顛末書の徴収

イの確認により改善がみられないことを確認した場合には、必要に応じ、当該医薬品卸売販売業者に対して改めて改善指導を実施するとともに、改善が進まない理由等について顛末書を徴収し、更に改善を促す。

2 医薬品卸売販売業者名等の公表

経済課は、1の行政指導によっても当該医薬品卸売販売業者が改善を行わなかった場合であって、価格交渉を促進するために広く関係者に対し情報提供を行うことが必要と判断した場合には、当該医薬品卸売販売業者名及び第3の1(1)の行政指導の対象行為を公表する。

3 台帳への記録

行政指導等を実施した場合には、その内容を台帳に記録し、保存する。

第4 施行

本運用方針は、保険薬局等への平成26年4月納入分にかかる取引から適用する。

医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売 業者に関する相談窓口の設置について

【連絡先】

電話番号：03-5253-1111（内線2598、2536）

ファックス番号：03-3507-9041

厚生労働省医政局経済課

【相談を受ける対象施設】

- ・保険薬局
- ・保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る）

【相談を受ける内容】

医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売業者に関する相談
例)

- ・価格提示を依頼しても全く提示されない。
- ・価格交渉を要請しても全く対応してもらえない。
- ・「妥結しなければいわゆる未妥結減算が適用される」ということを明示した交渉を行っている。
- ・「妥結率の根拠となる資料」を提出してもらえない。

など

なお、価格交渉における個別の価格水準に関する相談は、当事者間の問題であり、厚生労働省は対応できかねますので、ご了承願います。

※相談される際には、内容を正確に把握するため、電話に加え、別紙1の相談票により詳細な情報をファックスにてご提供願います。

※相談内容の事実関係を確認するため、提出頂いた相談票（別紙1）は、原則としてそのまま卸売販売業者へ送付します。正確を期すための取扱であり、ご了承願います。

※卸売販売業者からは、厚生労働省が送付した相談票に対する回答書（別紙2）を提出いただきます。当該回答書は、原則としてそのまま保険薬局等へ送付します。正確を期すための取扱であり、ご了承願います。

厚生労働省 医政局 経済課 流通指導官 宛 (FAX: 03-3507-9041)

保険薬局等と医療用医薬品購入の取引がある 卸売販売業者に関する相談票

受付年月日：平成 年 月 日	受付No.：
保険薬局名： 保険医療機関名： (許可病床数： 床)	
ご担当者氏名： ご連絡先： ()	
卸売販売業者名： 支店(営業所)名：	
【具体的な内容】	

※受付年月日及び受付No.は厚生労働省で記入いたします。

※相談内容の事実関係を確認するため、提出頂いた相談票(別紙1)は、原則としてそのまま卸売販売業者へ送付します。正確を期すための取扱であり、ご了承願います。

厚生労働省 医政局 経済課 流通指導官 宛 (FAX: 03-3507-9041)

保険薬局等と医療用医薬品購入の取引がある 卸売販売業者に関する相談に対する回答書

回答受理年月日：平成 年 月 日	受付No.：
------------------	--------

卸売販売業者名：

支店（営業所）名：

ご担当者氏名：

ご連絡先：（ ）

【卸売販売業者からの回答】

※回答受理年月日及び受付No.は厚生労働省で記入いたします。

※卸売販売業者からは、厚生労働省が送付した相談票に対する回答書（別紙2）を提出いただきます。当該回答書は、原則としてそのまま保険薬局等へ送付します。正確を期すための取扱であり、ご了承願います。